



「どうすれば市になるの？」

「市」になる条件は、法律や県条例で定められているんだ。その条件をクリアするためには、これから国や県と具体的な内容について確認する必要があるんだ。

「なぜ5万人を目指すの？」

「市」になる条件の一つが、「人口が5万人以上いること」なんだ。令和7年に実施される「国勢調査」で阿見町の人口が5万人を超えていれば、市になる手続きを進めることができるんだよ。
「国勢調査」… 統計法に基づき実施される日本で一番重要な統計調査のことだよ。

「市の名前は、どうするの？」

阿見町→阿見市??

一般的には、町の名前がそのまま市になるケースが多いんだ。でもみんなの意見を聞きたいから同封のアンケートを必ず送ってね。みんなの意見をもとに決定していくよ。

「いつ市になるの？」

「国勢調査」で阿見町の人口が5万人を超えないとダメなんだ。他にも具体的な協議が必要だから令和8年以降の予定だよ。

「市になることで何か手続きが必要なの？」

みんなに大きく影響することは、阿見町が市になることで住所表示が変わることだよ。必要な手続きや、住所が変わったことを証明する書類については、具体的にわかったら早めにお知らせするよ。待っててね。

その他に心配に思っていることがあればアンケートに書いて送ってね。アンケートをもとに、これからみんなの疑問に答えていく予定だよ！これからも阿見町のホームページをチェックしてね。



5万人都市

令和初の「市」誕生に向けて

～市制に向かい みんなで歩もう!!～



阿見町

今、日本は・・・

日本の総人口は50年後には
現在の7割に減少すると推計されています。

(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」より)



人口が減ると私たちの未来はどうなってしまうの？

行政は、町民の皆さまに支えられて成り立っています。人口の減少は財政に余裕がなくなり、道路や建物が古くなってもすぐに直せなくなったり、行政サービスの低下を招くおそれがあります。

持続可能なまちづくりのために



人口が増えるとどうなるの？

人口が増えることで町の財政が安定し、子どもから高齢者まで、すべての世代が安心して生活を送れるように、さらなる行政サービスの充実を目指すことができます。

日本の人口が深刻な減少局面を迎える中 今、阿見町の人口は増えています！

阿見町は現在、令和5年10月30日に常住人口5万人
を達成しました。

この「5万人」という数字は、「町」から「市」への新しい
ステージに向けて発展していく分岐点となります。

令和6年度から市制施行準備室を設置し、町民の皆さま
が住みたい、住み続けたいまちづくりのために、阿見町
が「市」に生まれ変わる(市制施行)に向けた準備を
はじめました。

「市」になると、何が変わるの？

「市」から連想されるイメージは、町と比べて「人口が
多い」「発展的」「都市的」などが挙げられます。イメ
ージだけでなく、具体的には、町では権限がなく出来な
かった事務を、市では行うことができるようになります。
このように、市になることで自治の権限が広がり、より
きめ細やかな行政運営を行うことができます。
その他、市になることで変更されることは次のページ
のとおりです。



●「阿見町」が「〇〇市」になります(住所の表示)●

住所の表示が変更になり、「茨城県稲敷郡阿見町」が「茨城県〇〇市」となります。また、一部の住所に表記されている「大字」や「字」についての見直しなど、詳細については、これから検討していきます。表示が短くなり、扱いやすく、市になることで都市的なイメージアップにつながります。

また、住所変更により、法人、個人等の手続きが発生する場合があります。必要な手続きや、住所が変わったことを証明する書類については、改めてお知らせいたします。

なお、新しい市の名称は、アンケートで町民の皆さまの意向を確認したうえで決定していきます。

●市になることを理由に課税額が増えることはありません●

町には次のような税金があります。町から市になっても、現行の税制度においては、税率などに変更はなく、市になることを理由に課税額が増えることはありません。介護保険料や後期高齢者医療保険料についても同様です。また、自動車税などの県税、所得税などの国税にも影響はありません。

税金の種類	変更の有無
住民税(個人町民税・法人町民税) 固定資産税・都市計画税 国民健康保険税 軽自動車税、町たばこ税	市になることを理由に 課税額が増えることはありません

●選挙制度・議会制度●

「市長選挙、市議会議員選挙」になると、供託金(選挙に立候補する際に一時的に納める(供託する)お金)の金額や、告示の日数、選挙運動のために使用できるはがき等の枚数が変更されます。

●福祉行政●

市になると、福祉事務所が開設されます。今まで、県が行っていた業務を市が直接担当することになり、より身近できめ細やかな対応を行うことで、充実した行政サービスを提供することができます。

区分	項目
新たに行う事務など	生活保護に関する事務 特別児童扶養手当に関する事務 障害児福祉手当に関する事務 特別障害者手当に関する事務 経過的福祉手当に関する事務 児童扶養手当に関する事務 母子生活支援施設への入所、保護の実施 助産施設への入所、助産の実施



市になると
近くの役所で
できる手続きが
増えるんだね

阿見町公式
マスコットキャラクター
あみっぺ

裏面ではみんなの疑問にあみっぺが答えるよ ▶▶▶